

A1 訪問型サービス(現行相当)サービスコード表(平成27年3月31日までに介護予防訪問介護の指定を受けていた事業所)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位	
種類	項目						
A1	1111	訪問型サービスⅠ	イ 訪問型サービス費(みなし)(Ⅰ)	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	1,168	1月につき	
A1	1113	訪問型サービスⅠ・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	818		
A1	1114	訪問型サービスⅠ・同一		1,168単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		1,051
A1	1115	訪問型サービスⅠ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	736		
A1	2111	訪問型サービスⅠ日割			38		
A1	2113	訪問型サービスⅠ日割・初任	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	27	1日につき	
A1	2114	訪問型サービスⅠ日割・同一	38単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	34		
A1	2115	訪問型サービスⅠ日割・初任・同一	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	24			
A1	1211	訪問型サービスⅡ		2,335			
A1	1213	訪問型サービスⅡ・初任	ロ 訪問型サービス費(みなし)(Ⅱ)	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	1,635	1月につき	
A1	1214	訪問型サービスⅡ・同一		2,335単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		2,102
A1	1215	訪問型サービスⅡ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	1,472		
A1	2211	訪問型サービスⅡ日割			77		
A1	2213	訪問型サービスⅡ日割・初任		事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		54
A1	2214	訪問型サービスⅡ日割・同一	77単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	69		
A1	2215	訪問型サービスⅡ日割・初任・同一	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	49			
A1	1321	訪問型サービスⅢ		3,704			
A1	1323	訪問型サービスⅢ・初任	ハ 訪問型サービス費(みなし)(Ⅲ)	要支援2(週2回を超える程度)	2,593	1月につき	
A1	1324	訪問型サービスⅢ・同一		3,704単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		3,334
A1	1325	訪問型サービスⅢ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	2,334		
A1	2321	訪問型サービスⅢ日割			122		
A1	2323	訪問型サービスⅢ日割・初任		要支援2(週2回を超える程度)	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		85
A1	2324	訪問型サービスⅢ日割・同一	122単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	110		
A1	2325	訪問型サービスⅢ日割・初任・同一	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	77			
A1	2411	訪問型サービスⅣ		266			
A1	2413	訪問型サービスⅣ・初任	ニ 訪問型サービス費(みなし)(Ⅳ)	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	186	1月につき	
A1	2414	訪問型サービスⅣ・同一		266単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		239
A1	2415	訪問型サービスⅣ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	167		
A1	2511	訪問型サービスⅤ			270		
A1	2513	訪問型サービスⅤ・初任		事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		189
A1	2514	訪問型サービスⅤ・同一	270単位 ※1月の中で全部で5回から8回まで	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	243		
A1	2515	訪問型サービスⅤ・初任・同一	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	170			
A1	2621	訪問型サービスⅥ		285			
A1	2623	訪問型サービスⅥ・初任	要支援2(週2回を超える程度)	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	200	1日につき	
A1	2624	訪問型サービスⅥ・同一	285単位 ※1月の中で全部で9回から12回まで	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	257		
A1	2625	訪問型サービスⅥ・初任・同一	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	180			
A1	1411	訪問型短時間サービス		165			
A1	1413	訪問型短時間サービス・初任	ト 訪問型サービス費(みなし)(短時間サービス)	事業対象者・要支援1・2(20分未満)	116	1回につき	
A1	1414	訪問型短時間サービス・同一		165単位 ※1月につき22回まで	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		149
A1	1415	訪問型短時間サービス・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	104		
A1	8000	訪問型サービス特別地域加算			15%		1月につき
A1	8001	訪問型サービス特別地域加算日割		特別地域加算	15%		1日につき
A1	8002	訪問型サービス特別地域加算回数		15%	1回につき		
A1	8100	訪問型サービス小規模事業所加算		10%	1月につき		
A1	8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割	中山間地域等における小規模事業所加算	10%	1日につき		
A1	8102	訪問型サービス小規模事業所加算回数		10%	1回につき		
A1	8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算		5%	1月につき		
A1	8111	訪問型サービス中山間地域等加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5%	1日につき		
A1	8112	訪問型サービス中山間地域等加算回数		5%	1回につき		
A1	4001	訪問型サービス初回加算	チ 初回加算	200単位加算	200	1月につき	
A1	4002	訪問型サービス生活機能向上加算	リ 生活機能向上連携加算	100単位加算	100		
A1	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の137/1000 加算			
A1	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の100/1000 加算			
A1	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の55/1000 加算			
A1	6273	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(3)で算定した単位数の 90%加算			
A1	6275	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(3)で算定した単位数の 80%加算			

網掛け部分は、荒尾市では使用しません